

第 1 章

計画の基本

第1章 計画の基本

第1節 計画の基本的考え方

1 計画改定の趣旨

日本列島の南西部にある私たちのふるさと鹿児島県は、薩摩、大隅の二つの半島と多くの島々を有しており、南北約600kmに及ぶ温暖で広大な県土に、霧島連山や桜島などの火山、奄美大島や屋久島をはじめとする特色ある島々、緑豊かな森林や海岸線、希少野生動植物¹など豊かな自然環境に恵まれています。

本県では、豊かな自然環境をめぐる複雑多様化した環境問題に対応するため、自然的・社会的特性に十分配慮した環境保全施策を明らかにし、県はもとより全ての主体が一体となった取組を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本法²や国の環境基本計画を踏まえて、「鹿児島県環境基本計画」を平成10年3月に策定し、21世紀を展望した本県環境行政の基本目標を示すとともに、環境保全施策の基本的方向を明らかにしました。

この計画を基本に、健やかでうるおいのある環境を目指して、本県の環境保全に向けて、各主体がそれぞれ取り組んだ結果、本県の環境は全般的におおむね良好に維持されてきていますが、廃棄物の減量化やその適正処理、生活排水対策、希少野生動植物の保護などを推進するとともに、地球温暖化³等の地球規模の環境問題についても、地域レベルでの取組を進めるため、平成16年3月に1回目の改定を行いました。

その後、地球温暖化対策や循環型社会の形成、生物多様性⁴の保全に向けた取組が進展し、本県においても地球温暖化対策推進条例の制定や奄美大島及び徳之島の世界自然遺産⁵登録への取組など環境をめぐる状況の変化が生じたことから、これらに適切に対応するため、平成23年3月に2回目の改定を行い、総合的かつ計画的な取組を推進してきました。

また、2回目の改定以降、生物多様性鹿児島県戦略（平成26年3月）、県廃棄物処理計画（平成28年3月、令和3年3月）、再生可能エネルギー導入ビジョン2018（平成30年3月）、県地球温暖化対策実行計画（平成30年3月）、県水素社会の実現に向けたロードマップ（令和2年3月）、県環境教育等行動計画（令和3年3月）、池田湖水質環境管理計画（令和3年3月）を策定・改定し、指定外来動植物⁶による鹿児島の生態系に係る被害の防止に関する条例（平成31年3月）を制定しました。

国においては、第四次環境基本計画（平成24年4月）、第四次エネルギー基本計画（平

-
- 1 **希少野生動植物**：個体数の著しい減少、生育・生息地の消滅などにより絶滅のおそれがあるとして、「絶滅のおそれのある動植物の種の保存に関する法律」で定められている動植物のことです。本県では国内希少野生動物に、アマミヤマシギ、オーストンオオアカゲラ、ハヤブサ、ヤイロチョウ、アカヒゲ、オオトラツグミ、ベッコウトンボ等が指定されています。
 - 2 **環境基本法**：環境の保全について、基本理念や環境保全政策の基本となる事項を定めた法律です。この法律では、環境保全について、三つの基本理念「環境の恵沢の享受と継承等」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」及び「国際的協調による地球環境保全の積極的推進等」が示されています。
 - 3 **地球温暖化**：地球温暖化は、化石燃料の大量消費等により二酸化炭素など温室効果ガスが大気中に増え、気温が上昇する現象で、これにより、気象の変化、海面上昇、健康への影響等が懸念されます。18世紀の産業革命以降、大気中の二酸化炭素濃度は石炭や石油などの化石燃料を大量に消費するようになったため、この200年ほどで急激に増えています。
 - 4 **生物多様性**：生物の豊かな個性とつながりのことで、相互に関係を持ちながら生息している生物とその基盤となる環境をひとまとめにした「生態系」（生物群集）、生物の単位である「種」、全ての生物で親から子に受け継がれる「遺伝子」の三つのレベルの多様性から成り立っています。
 - 5 **世界自然遺産**：世界遺産条約第2条で保護の対象とされている自然遺産です。この条約は、普遍的価値を持つ文化遺産及び自然遺産の保護を国際的な協力、援助のもとに図っていくことを目的に、ユネスコ総会で採択されました。我が国では屋久島（鹿児島）、白神山地（青森・秋田）及び知床（北海道）、小笠原諸島（東京）が世界自然遺産として登録されています。また、奄美大島及び徳之島については、沖縄島北部及び西表島とともに世界自然遺産登録を目指して取組を進めています。
 - 6 **指定外来動植物**：外来種であって、県内又は県内の特定の地域の生態系に被害を及ぼし、又は及ぼす恐れのあるものとして、「指定外来動植物による鹿児島の生態系に係る被害の防止に関する条例」に基づき指定された動植物のことです。これらの動植物は、飼養や栽培、保管、運搬の方法等が規制されています。

成26年4月), 外来種被害防止行動計画(平成27年3月), 第五次環境基本計画(平成30年4月), 第五次エネルギー基本計画(平成30年7月), 第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月)を策定・閣議決定し, 鳥獣保護管理法(平成26年5月), 大気汚染防止法(令和2年6月)を改正しました。

また, 気候変動枠組条約¹第21回締約国会議(COP21)においてパリ協定が採択(平成27年12月)されたことを踏まえ, 地球温暖化対策計画(平成28年5月), 気候変動適応計画(平成30年11月)を閣議決定し, 気候変動適応法(平成30年12月)を施行しました。

このように, 2回目の改定から10年が経過し, 環境をめぐる情勢の変化や新たな課題等が生じてきており, これらに適切に対応するとともに, 本県の目指す姿や施策展開の基本方向などを明らかにした「かごしま未来創造ビジョン²」(平成30年3月)や第2期県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定(令和2年3月)を踏まえ, 「鹿児島県環境基本計画」の改定を行います。

また, 環境をめぐる主な情勢の変化等は, 次のとおりです。

① 地球温暖化対策の進展

ア 地球温暖化対策

平成27年, フランス・パリにおいて, 気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が行われ, 全ての国が参加する温室効果ガス³の排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。パリ協定では, 2020年以降の温室効果ガス削減等に向けた取組を進めるために, 世界共通の長期目標として, 産業革命前からの地球の平均気温上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに, 1.5℃に抑える努力を継続することなどが設定されました。

パリ協定への対応として, 国は, 平成28年5月に地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」という。)に基づく地球温暖化対策計画を策定しています。同計画では, 2030年度の中期目標として, 温室効果ガスの排出を2013年度比26%削減する目標を掲げるとともに, 長期目標として, 2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしています。また, 令和元年(2019年)6月に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を策定し, 国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。

さらに, 令和2年(2020年)10月には, 菅総理大臣の所信表明演説において, 「2050年カーボンニュートラル, 脱炭素社会の実現を目指す。」旨を宣言したところであり, この目標を達成するため, 総力を挙げて取り組むこととしています。

本県では, 地球温暖化対策推進法及び県地球温暖化対策推進条例の規定により, 県における自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する実行計画として, 平成23年3月に「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」を策定し, その後, 国内外の動向やエネルギー情勢の変化等を勘案して, 平成30年3月に改定を行ったところです。同計画では, 削減目標を2030年度までに2013年

1 気候変動枠組条約(気候変動に関する国際連合枠組条約)：地球温暖化に関する取組を国際的に協調していくための国際条約で, 平成4年に採択され, 平成6年に発効しました。我が国は, 平成4年に署名, 翌年に批准しています。本条約は, 気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととなる水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的としています。

2 かごしま未来創造ビジョン：県政全般にわたる最も基本となるものとして, おおむね10年後を見据えた中長期的な観点から, 鹿児島の目指す姿や施策展開の基本方向などを明らかにするため, 平成30年3月に策定しました。

3 温室効果ガス：地球温暖化対策の推進に関する法律では, 二酸化炭素, メタン, 一酸化二窒素, ハイドロフルオロカーボン類, パーフルオロカーボン類, 六フッ化硫黄, 三フッ化窒素の7種類が温室効果ガスとして削減又は排出抑制の対象となっています。

度比で温室効果ガス排出量¹を24%削減、森林吸収による削減効果と合わせて33%削減させることとし、長期的目標として、国と同様に、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしています。

この実行計画の改定を踏まえ、県自らが事務事業に関し率先して地球温暖化対策を実施するための計画である「鹿児島県環境保全率先実行計画」についても平成30年3月に改定を行ったところです。

また、令和2年（2020年）11月には、県としても、「県民、事業者、行政が力を合わせて、一体となって地球温暖化対策を積極的に推進し、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとすることを目指す。」旨を表明しました。

国においては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、「地球温暖化対策計画」や「エネルギー基本計画」等の見直しに取り組んでおり、県としても、県地球温暖化対策実行計画等の見直しを進めていくこととしています。

イ 気候変動²対策

国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第五次評価報告書（AR5）（平成26年11月）においては、1950年代以降、観測された変化の多くは数十年から数千年間にわたり前例のないものであること、また、既に気候変動は自然及び人間社会に影響を与えており、今後、温暖化の程度が増大すると、深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響が生じる可能性が高まることが指摘されています。

気候変動の影響に対処するためには、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけではなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して「適応」を進めることができます。

国においては、こうした気候変動による様々な影響に対し、政府全体として、全体で整合のとれた取組を計画的かつ総合的に推進するため、目指すべき社会の姿等の基本的な方針、基本的な進め方、分野別施策の基本的方向、基盤的・国際的施策を定めた「気候変動の影響への適応計画」を平成27年11月に閣議決定しました。

同計画においては、その基本戦略の一つに「地域での適応の推進」を掲げ、地方公共団体における気候変動影響評価や適応計画の策定、普及・啓発等への協力等を通じた地域における適応の取組を促進することとしています。

本県においても、平成30年12月に「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」を、法に基づく「地域気候変動適応計画」として位置付けを行い、適応策³に関する基本的な方向性と取組方針について示すこととしました。

-
- 1 **温室効果ガス排出量**：温室効果ガスの種類ごとの排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて合算した温室効果ガスの排出量のことで、全ての温室効果ガスを二酸化炭素に換算した数値です。
 - 2 **気候変動**：全球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候変化のことで、それと同程度の長さの期間にわたって観測される自然な気候変動に加えて生じるものをおいいます。
 - 3 **適応策**：気温の上昇や大雨の頻度の増加、降水日数の減少など、気候変動の影響による被害の最小化あるいは回避するための対策のことです。

■ 地球温暖化対策関連の主要な法律等

法律等	制定・改正状況	概要
地球湯温暖化対策大綱	平成10年6月策定 平成14年3月改正	推進すべき温暖化対策の全体像と個別対策
地球温暖化の推進に関する法律 (地球温暖化対策推進法)	平成10年10月制定 平成14年6月改正 平成17年6, 8月改正 平成18年6月改正 平成20年5, 6月改正 平成23年6月改正 平成25年5月改正 平成26年5月改正 平成28年5月改正 平成30年6月改正	温暖化対策推進のための基礎的な制度・枠組み
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 (フロン回収・破壊法)	平成13年6月制定 平成17年1月改正 平成18年6月改正	温室効果ガス・オゾン層破壊物質であるフロン類の回収・破壊制度
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (フロン排出抑制法)	平成25年6月改正 令和元年6月改正	フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策 ※フロン回収・破壊法をフロン排出抑制法に改正
エネルギー使用の合理化に関する法律 (省エネ法)	昭和54年6月制定 平成14年6, 12月改正 平成17年6, 7, 8月改正 平成23年6月改正 平成25年5月改正 平成26年6月改正 平成27年7月, 9月改正 平成30年6月改正	工場等における省エネルギー対策
新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法 (新エネ法)	平成9年4月制定 平成14年12月改正 平成17年7月改正 平成21年7月改正 平成26年6月改正	風力発電、太陽光発電等の新エネルギーの普及促進対策
電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法 (新エネルギー発電法)	平成14年6月制定 平成21年7月改正 平成24年7月廃止	電気事業者による新エネルギーの利用目標の設定
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (再生可能エネルギー特別措置法、F I T法)	平成23年8月制定 平成26年6月改正 平成27年9月改正 平成28年5月改正	再生可能エネルギーの導入促進（固定価格買取制度）
第五次エネルギー基本計画	平成30年7月改定	3E+Sによるエネルギー政策の基本的な方向性
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (建築物省エネ法)	平成27年7月制定 令和元年6月改正	建築物のエネルギー消費性能の向上のための方針の策定と措置
地球温暖化対策計画	平成28年5月策定	地球温暖化対策の推進に関する基本的方向
気候変動適応法	平成30年6月制定 平成30年12月施行	気候変動への適応を推進するための基礎的な制度・枠組み
パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略	令和元年6月閣議決定	パリ協定の規定に基づく長期低排出発展戦略

1 建築物省エネ法：「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」といいます。建築物の省エネ性能の向上を図るために、中規模以上の非住宅建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置と、省エネ基準に適合している旨の表示制度及び誘導基準に適合した建築物の容積率特例の誘導措置を一体的に講じたものとなっています。

② 循環型社会の形成に向けた取組の進展

平成13年1月、「循環型社会形成推進基本法¹」が施行され、その推進のための基本計画である「第四次循環型社会形成推進基本計画」が平成30年6月に策定されました。

この中で、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、地域循環共生圏²形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、各主体との連携の下、環境保全を前提とし、3R³（リデュース、リユース、リサイクル）の推進など国内外における循環型社会の形成を推進する総合的な施策を政府全体で一体的に実行していくことが示されました。

本県においても、県廃棄物処理計画の改定を行うことなどにより、循環型社会形成に向けた取組を進める必要があります。

■第四次循環型社会形成基本計画の構成



- 1 **循環型社会形成推進基本法**：大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、生産から流通、消費、廃棄に至るまでの物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成することを目的とした法律です。
- 2 **地域循環共生圏**：「地域循環共生圏」とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に發揮されることを目指す考え方です。
- 3 **3R**：①リデュース (Reduce)，「ごみの発生抑制」：ごみを出さないことです。生産工程で出るごみを減らしたり、製品の長寿命化の取組を指します。②リユース (Reuse)，「再使用」：一度使用して不要になったものをそのままの形でもう一度使うことです。③リサイクル (Recycle)，「再資源化」や「再生利用」：ごみを原料（資源）として再利用することです。

③ 生物多様性の保全に向けた取組の進展

ア 生物多様性に係る法整備等

i) 生物多様性基本法¹の制定

平成20年6月に、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与することを目的とした生物多様性基本法が制定されました。

同法は、野生生物の種の保全等が図られるとともに、多様な自然環境を地域の自然的・社会的条件に応じ保全すること、生物多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう国土及び自然資源を持続可能な方法で利用することなど生物多様性の保全と持続可能な利用をバランス良く推進することを基本原則としています。

ii) 生物多様性国家戦略等

国は、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるための基本的な計画として、「生物多様性国家戦略2012－2020」を平成24年9月に閣議決定しました。

生物多様性基本法において、各地方公共団体は「地方版戦略」の策定に努めることとされており、その重要性を踏まえ、本県においても平成26年3月に「共生と循環」を基本理念とする「生物多様性鹿児島県戦略」を策定しました。

iii) 自然再生や自然環境情報収集の取組の進展

全国各地において、自然再生推進法等に基づき、過去に損なわれた生態系²その他の自然環境を取り戻すことを目的として、自然再生の取組が進展してきています。

また、従来の自然環境情報収集の取組に加え、平成15年よりモニタリングサイト1000（重要生態系監視地域モニタリング推進事業）が開始されており、自然環境情報の収集と地理情報システム等を用いた情報の統合化の動きがあります。

さらに、野生動植物等については、「絶滅のおそれのある野生動植物種のリスト」（環境省レッドリスト）が隨時見直されています。

本県においても自然再生の取組を進めるとともに、自然環境情報の収集等を進める必要があることから、平成28年3月に「鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物」（レッドデータブック2016）の改訂を行いました。



アマミセイシカ

-
- 1 **生物多様性基本法**：生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを定めた法律です。国は、この法律に基づき、生物多様性の短期・中期目標や基本方針等を定めた「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定しています。
 - 2 **生態系**：食物連鎖などの生物間の相互関係と生物、それを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念です。

イ 国立公園の再編等

平成22年4月1日に改正自然公園¹法が施行され、法の目的に「生物の多様性の確保に寄与すること」が追加されました。

この改正に伴い、国立公園の再編が行われ、霧島屋久国立公園は、国内で傑出した景観のほかに生物多様性の保全にも着目し希少種の生息域である海域や多くの生物種を養う干潟を公園区域として新たに編入した「霧島錦江湾国立公園」と、急峻な地形と巨樹巨木の天然林、独特な生態系を有する「屋久島国立公園」の二つに分割・指定されました。

また、豊かで多様な自然環境と多種多様な固有で希少な動植物からなる生態系、自然環境の中での日々の暮らしの中で育まれてきた人文景観を特長とする「奄美群島国立公園」が平成29年3月に指定されました。将来にわたって生物多様性の確保を図るため、今後も、国と連携していく必要があります。



桜島有村溶岩展望所

1 **自然公園**：自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに自然とのふれあいを推進し、生物の多様性の確保に寄与することを目的としており、自然公園法に基づき国が指定する国立公園及び国定公園、県が指定する県立自然公園の3種類があります。国立公園は、我が国を代表する自然の風景地であり、国が指定し管理します。国定公園は、国立公園に準ずる自然の風景地であり、国が指定し県が管理します。県立自然公園は、県を代表する自然の風景地であり、県が指定し管理する公園です。

④ 持続可能な地域づくりに係る新しい概念の提唱

平成27年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、持続可能な開発目標（SDGs）¹として17の国際目標（ゴール）を提示していますが、この中には、水・衛生、エネルギー、気候変動、海洋資源、陸上資源といった環境に関わるゴールが数多く含まれています。

国の第五次環境基本計画（平成30年4月）においては、SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めることが重要であることを示すとともに、新しい概念として「地域循環共生圏」を提唱しており、これは、地域の課題を解決するために、地域資源の持続可能な利用を行うことで環境保全を図りながら地域の経済循環を促す、SDGsを地域で実践するためのビジョンであるとしています。

本県においても、SDGsの理念を踏まえ、地域資源の持続可能な利用等に取り組む必要があります。

（参考）持続可能な開発目標（SDGs） SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

- 2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標。（その下に、169のターゲット、232の指標が決められている。）



世界のSDGs達成も私たちの地域から、暮らしから



資料：環境省

1 持続可能な開発目標（SDGs）：SDGsは、Sustainable Development Goalsの略で、平成27年9月の国連サミットで全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなすもので、2030年までに「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す17の国際目標です。その下には、169のターゲットと232の指標が定められています。

2 計画の性格と役割

この計画は、県環境基本条例第11条に規定する「環境の保全及び形成に関する基本的な計画」であり、次のような役割を持っています。

- ① 長期的展望に立った基本目標を明らかにし、環境の保全、活用に関する全ての主体の共通認識の形成を図ります。
- ② 環境保全施策の基本的方向を明らかにし、県や市町村、事業者における環境に配慮した施策や事業の実施を推進します。
- ③ 環境保全に向けた各主体の役割と取組を明らかにし、公平な役割分担のもとで、自主的・積極的な環境保全活動を推進します。



桜島
(写真協力：公益社団法人鹿児島県観光連盟)

第2節 計画の構成

本県環境の現状と課題を明らかにし、それに対応した総合的・計画的な施策を推進することを基本に構成します。

第1章 計画の基本

計画の基本的考え方

計画改定の趣旨

計画の性格と役割

計画の構成

第2章 環境の現状と課題

地球環境

廃棄物・リサイクル

自然環境

生物多様性

緑・水辺空間、景観

大気環境

水・土壤環境

騒音・振動、悪臭

化学物質

環境放射線

第3章 計画の基本目標

基本目標の考え方

豊かな自然との共生と地球環境の保全

基本目標
(将来像)

自然と共生する地域社会づくり
地球環境を守る脱炭素社会づくり
再生可能エネルギーを活用した地域づくり
環境負荷が低減される循環型社会の形成

第4章 施策の展開

自然と共生する 地域社会づくり

- 多様な自然環境の保全・活用
- 世界自然遺産の保全と持続可能な利用の推進
- 県民参加の森林づくりの推進
- 緑の空間の保全・整備
- 水辺空間の保全・整備
- 景観の形成
- 大気環境の保全
- 水・土壤環境の保全
- 騒音・振動、悪臭等の防止
- 海岸漂着物対策の推進
- 化学物質の環境安全管理
- 原子力発電所周辺の安全の確保と環境の保全

地球環境を守る 脱炭素社会づくり

- 温暖化防止に向けた気運の醸成
- 温室効果ガス排出削減対策の推進
 - 二酸化炭素の排出抑制
 - 環境と調和した農業の推進によるメタン・一酸化二窒素の排出抑制
 - フロン対策の推進など
- 多様で健全な森林づくりの推進
 - 森林による二酸化炭素吸収源対策の推進など

再生可能エネルギーを 活用した地域づくり

- 地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入促進
- 県民・事業者・行政が一体となった再生可能エネルギーの導入促進
- 再生可能エネルギーに関する理解や意識の向上
- 再生可能エネルギーの優先利用による温室効果ガスの排出抑制
- 地域資源の利用、再生可能エネルギーの企業・人材育成による雇用創出や地域の活性化
- 地域と共生した再生可能エネルギーの適正な事業実施

環境負荷が低減される 循環型社会の形成

- ごみの排出抑制・リサイクル等の促進
 - 一般廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルの促進
 - ごみの処理体制の整備
 - ごみの適正処理の推進
 - 普及啓発及び情報公開の推進
 - プラスチックごみ削減の推進など
- 産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル及び処理施設整備の促進
- 産業廃棄物の適正処理の推進

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた取組の推進

※ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、国は、地域のエネルギー・資源の地産地消、生活衛生インフラ、農山漁村・里山里海など、地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる八つの主要分野において、国と地方とが協力して、脱炭素社会を実現する行程を示す「地域脱炭素ロードマップ」の策定を進めており、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた取組の推進は、基本目標の全てに関係します。

良好な環境を支える共通施策の推進

- 環境影響評価等の推進
- 公害紛争の適正処理
- 環境教育・環境学習の推進
- 環境に配慮した事業活動等の促進
- 調査研究・監視測定等の充実
- 環境情報の整備・国際協力等の推進

環境保全に関する重点施策

- | | | |
|-----------------------|---------------------|---------------------------------|
| ○屋久島環境文化村構想の推進 | ○奄美群島自然共生プランの推進 | ○鹿児島湾・池田湖の水質環境管理計画の推進 |
| ○環境と調和した農業の推進 | ○かごしま生活排水処理構造の推進 | ○屋久島CO ₂ フリーの島づくりの推進 |
| ○地球温暖化防止に貢献する森林づくりの推進 | ○地球環境を守るかごしま県民運動の推進 | ○再生可能エネルギー導入の促進 |
| ○環境共生住宅の普及促進 | ○ごみ減量化・リサイクルの推進 | ○資源循環による持続可能な地域づくりの推進 |
| ○環境教育等行動計画の推進 | | |

第5章 環境保全に向けた取組

各主体の役割と取組

県

市町村

事業者

県民、民間団体

環境への配慮事項

土地利用における環境への配慮事項

各種事業の実施における環境への配慮事項

第6章 計画の推進

計画の推進体制

各主体の連携

財政措置等

計画の進捗状況の点検

